

起業家・企業が知っておくべき

就業規則と懲戒規程

～就業規則の役割と「もしも」の事案発生時対応を考える～



就業規則は常時10人以上の労働者を使用する事業場で作成が義務付けられており、労働条件や退職時の手続き、服務規律や安全衛生に関する規定などを定めた会社のルールブックとも言うべきものです。紛争の未然防止には、事前に会社のルールを整備し、周知することが重要であり、そのためにも就業規則を整備することは大切です。また、懲戒については、「けん責、訓告、戒告、減給、出勤停止、諭旨解雇、懲戒解雇」などの多様な種類がありますが、懲戒を行うには、あらかじめ就業規則において懲戒の種別や事由を定め、労働者に周知しておくことが必要です。また、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」は無効となるため、基本的な考え方や注意点などを正しく理解する必要があります。今回のセミナーでは、就業規則の役割・機能などについて社会保険労務士が、懲戒の処分の法理や法的問題やその具体的手続きについて弁護士が、それぞれ分かりやすく解説いたします。

日時 平成29年12月8日(金) 13:30～受付開始
13:45～15:25 セミナー 15:25～16:10 グループ・コンサルティング (希望者のみ) 16:10～個別相談会

会場 AER7階 アシ☆スタ交流サロン (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)

定員 30名(1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席の方のご参加はお断り申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

13:45～14:30

セミナーⅠ

就業規則の構成とその意味

会社のルールブックでもある就業規則について、その構成の意味や改正手順、従業員への周知の仕方、法的効力など就業規則に関する基本的知識についてわかりやすく解説いたします。

講師 大江 広満 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

参加
無料

14:40～15:25

セミナーⅡ

懲戒処分の法理と法的問題及び懲戒処分の具体的手続き

懲戒処分を行う際の7原則の解説のほか、懲戒処分ごとの主要な法的問題、とるべき手続きなどについて、判例を通して分かりやすく解説いたします。

講師 砂金 直美 弁護士(仙台第一法律事務所)

15:25～16:10

グループ・コンサルティング

数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

16:10～

個別相談会

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社会保険労務士が無料で相談対応いたします。
*希望者のみ

主催 仙台市雇用労働相談センター **共催** (公財)仙台市産業振興事業団

後援 せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター)

FAXでのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(12月8日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ ELCC

検索

営業時間 / 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く